

令和2年4月17日

益田市立小中学校保護者の皆様

益 田 市 長  
山本 浩章  
益田市教育委員会教育長  
柳井 秀雄

## 新型コロナウイルスの感染症拡大に伴う臨時休校措置について（お願いとお知らせ）

ニュースなどでご存知のことと思いますが、昨夕、内閣総理大臣より、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、島根県を含む全47都道府県を特別措置法に定める「緊急事態宣言」の対象地域とする旨の発表がありました。また、島根県からも同様の連絡が来ております。

それを受け、益田市では、家庭及び学校の準備期間を設け、臨時休校を下記のとおりとしますので、保護者の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、益田市教育委員会学校教育課または各学校へ連絡願います。

### 記

#### 1. 臨時休校の期間

市内全小中学校は、4月21日（火）から5月6日（祝・水）までの間を学校保健安全法第20条の臨時休校（インフルエンザ時の臨時休校と同様）とします。

（4月20日（月）は、給食実施後下校とし、21日以後の生活について児童生徒に説明を行う機会とする）

#### 2. 臨時休校期間の過ごし方

不要・不急の外出を避けてください。基本的には、人の集まる場所等への外出を避け、自宅で過ごしてください。ただし、文部科学省も健康保持の観点から運動不足やストレス解消のため日常的な個人での運動（ジョギング、散歩、なわとび等）は推奨しています。お子さんと相談の上、安全な環境の下で行っていただければと考えます。

益田市教育委員会  
学校教育課  
電話：0856-31-0451  
FAX：0856-24-1380  
E-mail：kyoiku@city.masuda.lg.jp